

第 7 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 3 年 2 月 5 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 24 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 25 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する許可について
議第 26 号	農用地利用配分計画に対する意見について
議第 27 号	令和 3 年御嵩町賃借料の提供について
報第 4 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	14 番 奥村 守由 委員 1 番 青木 友誉 委員
7、欠席委員	12 番 田中 幹三郎 委員
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 7 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、12 番 田中 幹三郎 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録 署名者に、14 番 奥村 守由 委員、1 番 青木 友誉 委員を指名します。 それでは、議第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、事務局 説明願います。
事務局次長	説明をさせていただく前に少し経緯をお話させて頂ければと思います。本申請は当初敷地全体のうち南側に資材置き場、北側にアパートが計画されておりました。当初は同時に申請がなされておりましたが、アパートは開発協議との関係があり書類の補正が間に合わなかったため、南側の資材置場が先に審議して頂き令和 2 年 12 月 25 日で許可を受けました。しかしその後、アパートの計画が中止に

	<p>なり所有者から転用事業者にすべてを購入してほしいとの申し出があり、既に許可を受けた資材置場は取下げをされ、今回改めて申請をされることとなりました。皆様のご心配されております太陽光発電の権利については当申請地には設定されておられません。</p> <p>それでは説明をさせていただきます。事務局から説明をさせて頂いた部分は省略をさせていただきます。申請地の場所は道の駅可児ッテの交差点より北へ 600mのところですか。権利を移転する理由は、資材置場となります。所有権は売買による移転、資金調達は全額自己資金。誓約書、残高証明書、会社履歴事項証明、委任状を確認しました。令和3年1月26日に石渡委員と事務局で事前説明を受けました。</p> <p>東側、西側、南側は公衆用道路。東側の水路となり、雨水については自然浸透で、汚水は発生しません。周囲については建築用ブロック積みで土止めをし、用水に雨水は入りません。入口は南側に一か所で、前回ご意見のありました草抑えのコンクリートについては、水路と土止めの隙間に全周囲計画をされております。</p> <p>申請には問題ないと判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>アパートは何年の計画ですか。</p>
事務局次長	<p>アパートは南側の資材置場と同時に書類は提出されています。11月初め頃に書類はいただいておりますが、開発の協議が提出されていなかったため、提出を見届けて審議にかけようとしておりましたが、間に合いませんでしたので、事務局でお預かりをして12月に現地確認を行おうとしておりました。その過程でアパートの計画が中止されたため、南側の資材置場が先行しました。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未滿の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について、事務局 説明願います。</p>
事務局	<p>資料の5-2をご覧ください。2号事案は令和3年1月5日の審議で計画が一部不明確であったため、進達を保留した申請です。河川に架かる橋については建設課と協議し、申請地の区画については事務局で現地を確認しました。2号事案の申請内容に問題はないと思います。</p>

	<p>ます。皆様の審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第25号 農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、13番 石渡 和美委員 説明願います。</p>
13番 石渡 委員	<p>資料4-1をご覧ください。申請地は顔戸公民館より南西に140mほどのところですが、転用しようとする事由の詳細は、現況2棟の建物を解体し、平地に新しく車庫を建築することです。 東、北、南側は宅地、西側は公衆用道路です。雨水は自然浸透。もし排水する場合は現状の排水路に流すとのことですが。 誓約書、資金証明書、委任状、始末書等を確認しました。 1月23日に事前説明、1月28日に現地確認を行いました。 1号事案に問題はないと思います。みなさんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p>

<p>議 長</p> <p>3 番 鍵谷 委員</p>	<p>次に、議第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、3番 鍵谷 正委員 説明願います。</p>
<p>3 番 鍵谷 委員</p>	<p>資料 3-1 をご覧ください。申請地は洞公民館より北に 200mほどのところ。申請人双方の移転等の理由として申請人は譲渡人と譲受人の割田となっており、以前より作業性が悪く今回双方の合意により譲り受けることにしたとのこと。</p> <p>権利を設定しようとする者又はその世帯員等が所有権を有する農地の利用状況は農地が自作地 3,421 m²で内訳は田が 2,249 m²、畑が 1,172 m²となっています。農機具の保有状況はトラクター 1 台、耕運機 1 台となっています。</p> <p>世帯員の状況、土地の位置図、営農計画、誓約書、委任状の確認をしました。現地確認を 1 月 24 日に推進委員の奥村さんで行いました。1号事案に問題ないと思います。みなさんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて 奥村 幸美 推進委員 現地の状況等の説明願います。</p>
<p>奥村 推進委員</p>	<p>1 月 24 日に鍵谷 正 委員と現地を確認しました。何も問題ないと思います。皆様の審議をお願いします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議第 27 号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1・2・3号事案は 1番 青木 友誉 委員に関係しますので、1番 青木 友誉 委員は 農業委員会等に関する法律 第 31</p>

	<p>条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(1番 青木 友誉 委員 退席)</p>
議 長	<p>1・2・3号事案について一括で審議を行います。</p> <p>平田 功一 推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
平田 推進委員	<p>1月18日に田中 豊雄 委員と現地を確認しました。適正に管理されており、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>令和2年12月5日に耕作放棄地解消事業として活動していただいた箇所となります計3筆3,519平米が水田として活用できるようになりました。改めてお礼を申し上げます。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1・2・3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1・2・3号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、1番 青木 友誉 委員の着席を認めます。</p> <p>(1番 青木 友誉 委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、報第5号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>御嵩町の亡くなられた方の全体からすると、相続の届出をされている件数は僅かであるように思います。自発的に届出されたものを扱っているだけです。そうでない部分はどうなっているのか。やらなくてもいいのか。</p>
事務局次長	<p>亡くなられてから、住民環境課や国保の方で手続きが必要になるかと思います。その際に農地を持っているか、山林を持っているかをお聞きします。その際に農地を持っているということであれば、我々が事情を聞いて手続きのお話をさせていただいております。</p> <p>いろいろな事情がありますので、相続が上手くいかないことも仕方のないことだと思っています。相続が完了した後は法務局の方に届出をしていただいて、登記完了証等を持ってきていただければ、こういった形で報告をさせていただく流れになっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>法務局から相続が完了したことについて自動的に御嵩町の方に転送されるということはないわけですね。</p> <p>毎月ほんの数件しか届出がされない。届出の利点がなければ、個人情報や農業委員会に出る意味があるのか。矛盾を感じます。</p> <p>相続が完了したにも関わらず、届出されないということがあると、届出した一部の方のために農業委員会が報告を聞かなくても良いのではないかと感じてしまいます。県の農業会議に届出のメリット・デメリットを教えていただきたい。</p> <p>相続はどのくらいの期間で行うのでしょうか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>相続を知った日から3ヶ月です。</p>
<p>1 番 青木 委員</p>	<p>相続問題が続いたとき、税金は誰が払うのですか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>亡くなられた方がありましたら、税務課、福祉課、農林課、水道課等が権利的なことについて説明をします。税につきましては、相続人代表者を決めていただいて届出をしていただきます。その届出をしていただいた方に納付書を送ります。複数人相続人があった時に1人の方が税金を払っている場合は、実際に相続できた時に請求をするかは家族の中で決まりますが、税務課としてはまず誰か1人決めていただきます。登記が変わった時には法務局から税務課へ届出があります。それに基づいて正規の所有者に課税をします。</p> <p>農林課としては法律で届出が必要ですので、窓口で説明をさせていただいて、登記が完了したら届出をしていただくことをお願いしております。農林課で説明をした人と提出をした人、していない人の把握はしていません。</p>
<p>9 番 日比野 委員</p>	<p>あっせんの希望とは何ですか。「希望あり」の場合はどうなりますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>農地中間管理機構に話をしたり、当該地区の担い手にお声がけをさせていただいたりしております。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9時45分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

14 番

1 番
